

平成 29 年 9 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 9 月 29 日（金）

午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

1. 開催日時：平成 29 年 9 月 29 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(13 人)

会長	松山多作			
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治			
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸	
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛	
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆	
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 浦 いせ子	

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員：11 番 入口政隆委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 6 番 宮崎幸二委員 7 番 大田 廣委員
- 第 2 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権移転について
- 第 3 議案第 19 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく、平成 29 年度第 4 回農用地利用配分計画（案）について
- 第 4 その他
 - ・10 月の総会日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
係長 ~~山元 忍~~
書記 岩坪 百合

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長： 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成29年9月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は入口委員が欠席でございますが、出席委員は13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： 皆さんこんにちは。

先日の台風18号の影響で、農作物に被害はなかったと聞いています。朝晩と、だんだん冷えてきました。風邪を引かないように予防をして欲しいと思います。

それでは、始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、6番 宮崎幸二委員、7番 大田 廣委員をお願いします。

続きまして、日程第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転についてを議題とします。事務局の方から、議案の説明をさせます。

岩坪書記： それでは、議案第18号について説明いたします。

農地の所在は、柳郷字深田畑◇◇◇◇番、地目は田で、面積は◇◇◇㎡です。現地につきましては、先程、現場視察の折に見ていただいたとおりでございます。

譲渡人は笛吹郷の○○○○さん65歳で、譲受人は柳郷の●●●●さん44歳です。譲受前の耕作面積は20,501㎡、譲受面積は485㎡、譲受後の耕作面積は20,986㎡で、譲受の理由は、売買による農業経営の規模拡大です。本議案につきましては、譲受人は下限面積もクリアしており、また、その他の農地法第3条第2項各号の規定には該当しないと思われまので、事務局としては許可相当かと思われま。以上で説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

その他、ご異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

続きまして、日程第3 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく、平成29年度第4回農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、議案第19号について説明いたします。

まず、お手元にお配りしております「農用地利用配分計画解約通知書」をご覧ください。

この通知書のご報告をいたします。13筆分の田畑の情報がかっていると思いますが、その13筆分の田畑については、農地中間管理機構に預けられている農地でありまして、農地中間管理機構が□□□□さんへ貸していたのですが、□□□□さんがお亡くなりになられたので、その相続人であられる■●●●さんに該当農地を再配分するための解約となっております。

続きまして、議案第19号をご覧ください。

1ページめくりまして、「農用地利用集積・配分計画一覧表」ということで、今年度4回

目の配分計画となります。

まず、配分計画（案）に載っている農地情報についてご説明します。上部左側にあります肌色で色付けされている農用地利用集積計画でございますが、これは先程の解約通知書に記載の 13 筆分の田畑の農地情報と同じです。出し手という欄に記載の方々が農地中間管理機構に預けている農地となります。その農地を借りようとする借り手については、一覧表の上部右側にあります水色で色付けされている農用地利用配分計画というところに受け手と書いている欄に記載の方となります。

今回の借り手につきましては、解約通知書の報告にありましたように、□□□□さんの相続人であられる■■■■さんとなります。該当農地につきましては、中間管理機構を通して、■■■■さんへ農地が貸し付けられるようになります。そして、この貸付期間というのは、29 年 11 月 10 日から 37 年 11 月 9 日までの 8 年間になります。以上で、議案第 19 号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
その他、ご異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。
続きまして、日程第 4 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： 10 月の予定についてです。10 月 24 日はどうでしょうか。

全委員： はい。

岩坪書記： ありがとうございます。
次に、農協からの連絡です。10 月 23 日（月）と 24 日（火）に展示会を開催しますので、よろしく願いいたします、とのことです。
その他は以上です。

松山会長： 土地改良区から何かありませんか。

筒井推進委員： ありません。

松山会長： ほかに、皆さまから何かございませんか。
何もないようでしたら、これで総会を終わります。
ありがとうございました。